

売掛債権担保融資保証制度
ユーザーマニュアル
(改訂版)

平成 16 年 2 月
経済産業省中小企業庁
(社)全国信用保証協会連合会

目次

・ 売掛債権担保融資保証制度 3 つのメリット	3
・ 売掛債権担保融資保証制度のしくみ	4
・ 担保となる売掛債権	5
1 . 担保となる売掛債権	
2 . 担保対象外の売掛債権	
・ 個別保証と根保証の 2 つのメニュー	6
・ 個別保証	7
1 . 借入れの条件	
(1) 売掛債権	
(2) 借入金額	
(3) 借入形式	
2 . 申込みから返済まで	
3 . 売掛債権の担保としての譲渡	
4 . 担保の保全手続	
5 . 売掛先からの入金口座	
6 . 借入れの実行	
7 . 返 済	
・ 根保証	13
1 . 根保証とは	
2 . 申込みから返済まで	
3 . 借入極度額の設定	
4 . 売掛債権の担保としての譲渡	
5 . 担保の保全手続	
6 . 債権譲渡登記	

7 . 返済専用口座	
(1) 返済専用口座の開設	
(2) 売掛債権の入金	
8 . 借入れの実行	
(1) 引当	
(2) 借入金額	
(3) 借入形式	
9 . 返 済	
10 . 根保証期間中の手続き等	
(1) 毎月の定期報告	
(2) 新たな借入中止や返済専用口座からの出金停止	
. 債権譲渡禁止特約	23
1 . 債権譲渡禁止特約とは	
2 . 債権譲渡禁止特約の確認	
3 . 債権譲渡禁止特約の解除	
(1) 解除の時期	
(2) 解除の方法	
. 利息、その他諸費用	25
1 . 借入利息	
2 . 信用保証料	
3 . 担保管理手数料その他の費用	
. ご利用にあたっての留意点	25

・ 売掛債権担保融資保証制度

3つのメリット

1. 資金調達能力がアップ

借入金の担保となるような不動産をお持ちでない方でも、売掛債権を担保に借入れができます。
親戚や友人に保証人になってもらう必要もありません。

2. 資金繰りを改善

売掛先からの入金を待たずに、売掛債権を活用して資金調達ができます。

3. 返済も安心

本制度の借入金は、売掛先からの入金で決済されます。
したがって、基本的に、返済日に別に返済資金を工面しなくても済みます。

・売掛債権担保融資保証制度のしくみ

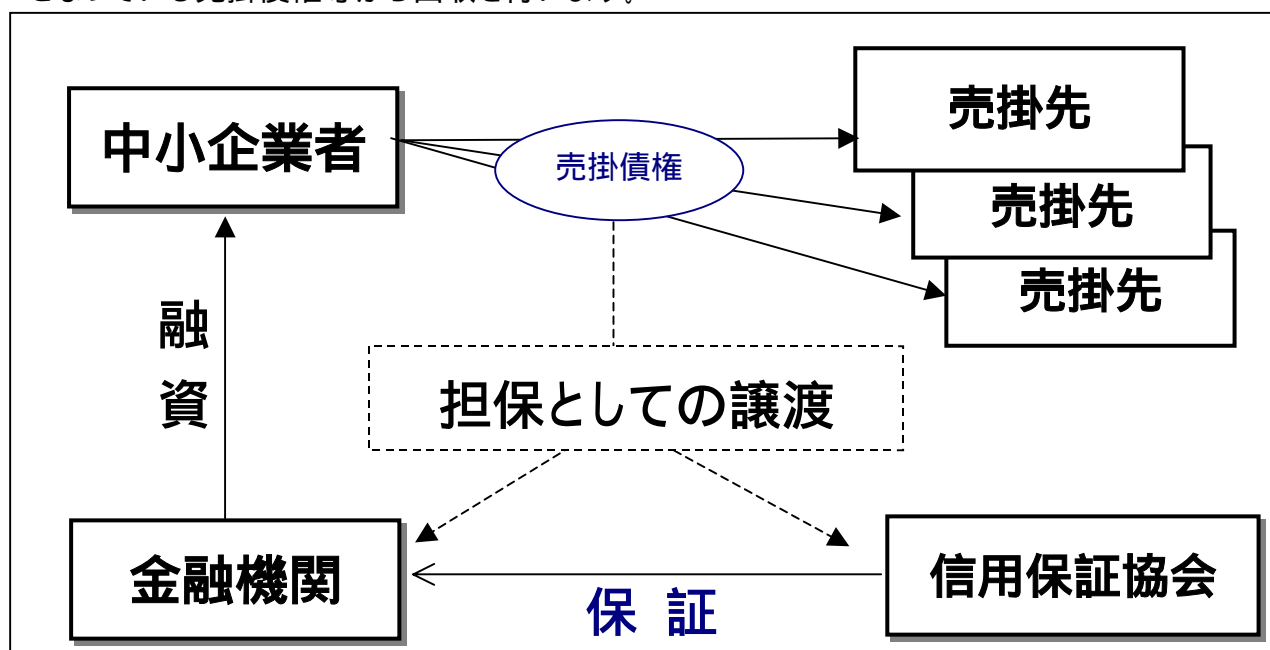
売掛債権担保融資保証制度とは

中小企業者が、取引先に対して有している売掛債権を担保として、金融機関から融資を受けるときに、信用保証協会*が保証を行う制度です。

* 信用保証協会とは

信用保証協会は、信用保証協会法に基づく公的機関です。中小企業者が金融機関から事業資金の借入れをするとき、その信用を保証することにより借入れを容易にし、事業の健全な発展を支援する機関です。

1. 売掛債権とは、企業が取引の相手先に対して商品やサービスの提供を行ったことにより、当該相手先へ、その代金を請求することができる権利をいいます。
2. 本制度では、中小企業者は、従来取引している金融機関を經由して借入れの申込みを行います。中小企業者は金融機関と信用保証協会に売掛債権を担保として譲渡します。中小企業者が商品やサービスの提供を行い、実際に売掛債権が発生した段階で、それを引当として融資を受けることとなります。
3. もし中小企業者が当該融資の返済をできない場合、信用保証協会が借入残高の90%を中小企業者に代わって金融機関に対して弁済するとともに、信用保証協会と金融機関が、担保となっている売掛債権等から回収を行います。

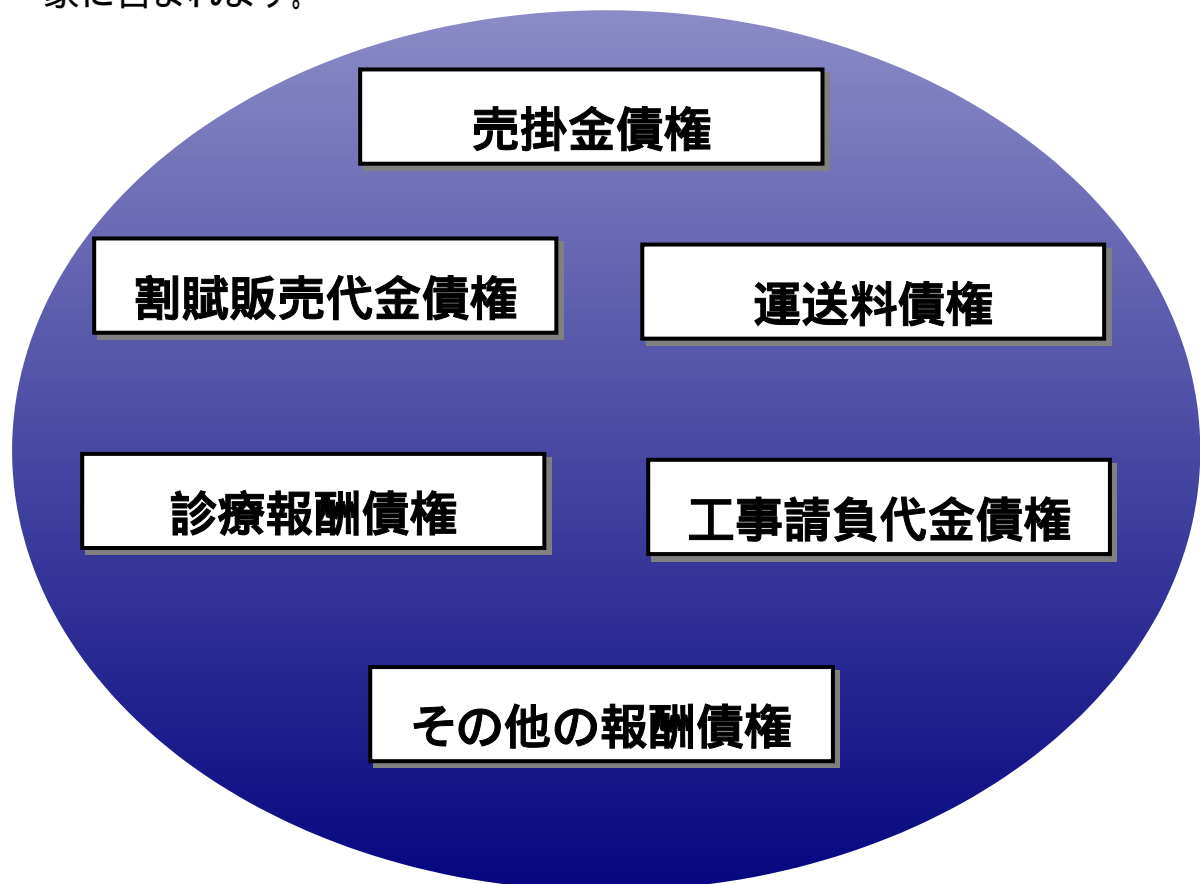


・担保となる売掛債権

1 .担保となる売掛債権

国内の事業者(官公庁を含む。)に対する売掛債権が対象です。

物品の提供による売掛債権のみならず、サービスの提供による売掛債権も対象に含まれます。



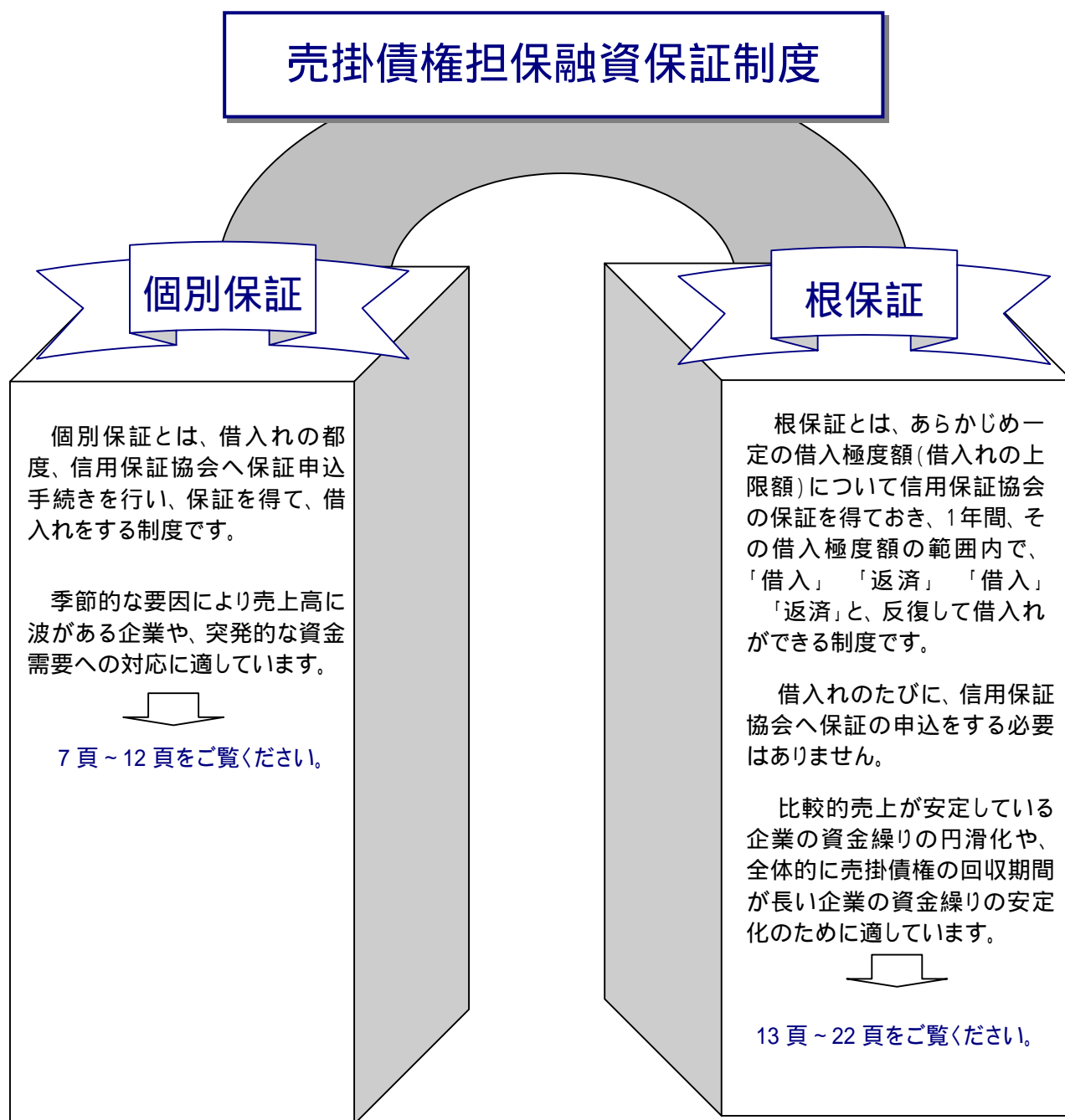
2 .担保対象外の売掛債権

- ・ 譲渡が禁止されている売掛債権 (債権譲渡禁止特約が取引契約に使用されている場合)
 - 債権譲渡禁止特約を解除できる場合は対象となります。(23 頁参照)
- ・ 回収が遅延している売掛債権 等

・ 個別保証と根保証

2つのメニュー

本制度では、利用者のニーズに合わせて、「個別保証」と「根保証」の2種類の方式が選択できます。



・個別保証

❖ 1. 借入れの条件

(1) 売掛債権

- ・ 基本的には、中小企業者がすでに商品やサービスの提供等をし、その代金を請求することができる状態の売掛債権を担保としてご提供いただきますが、一定の条件のもとで、契約時点から借入を行うことが可能となりました。

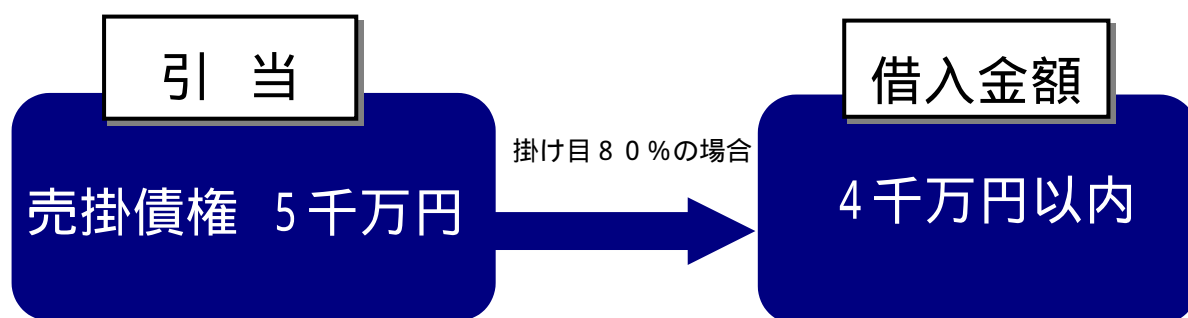
(平成14年11月11日改正)

- ・ 担保とする際は、当該売掛債権に関する販売契約書、発注書、納品書、支払通知書等の資料が必要です。

(2) 借入金額

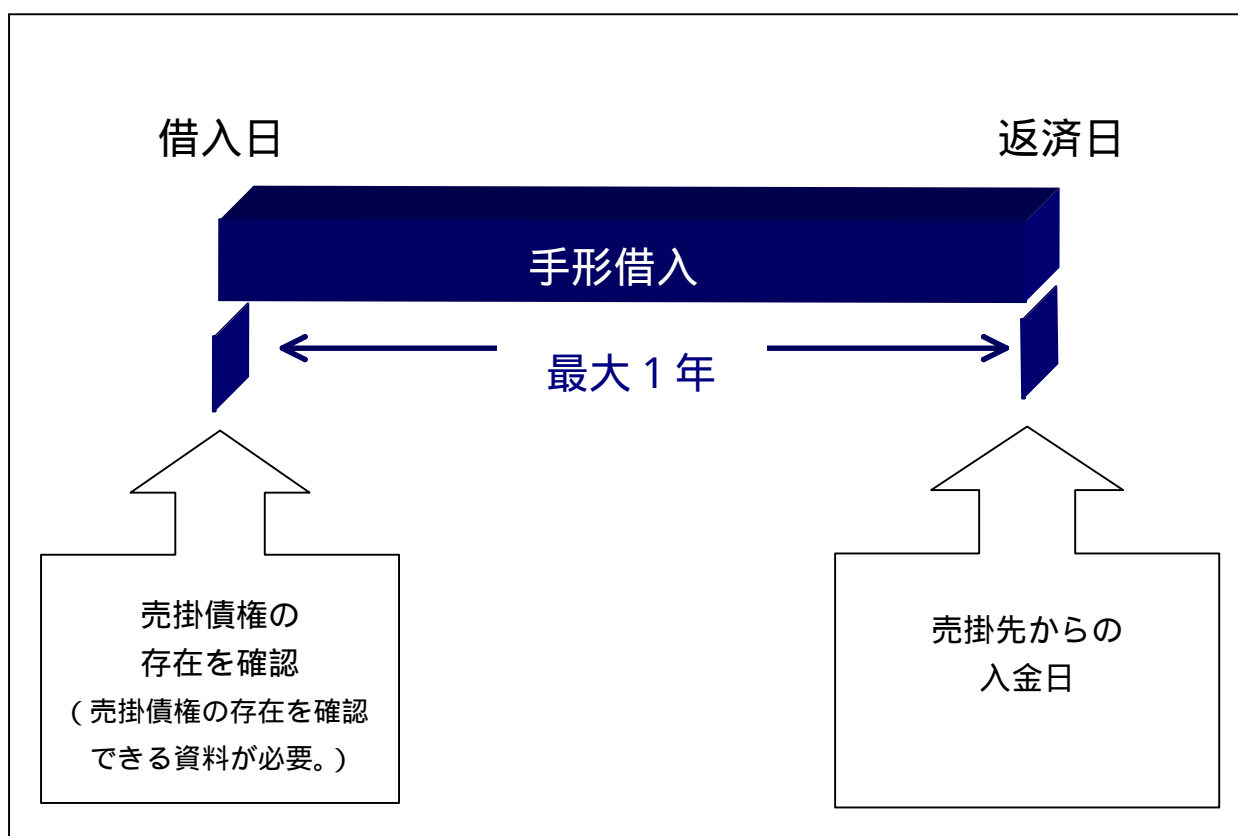
- ・ 制度上の借入限度額は、1億1,100万円です。
- ・ 中小企業者が実際に借りることができる金額は、金融機関と信用保証協会の審査によって決定された掛け目^(注)を売掛債権の金額に乗じた金額の範囲内で、その中小企業者の資金需要、返済能力、経営計画等を総合的に判断して、決定されます。

(注) 掛け目とは、売掛債権の評価率で、本制度においては、「売掛先の信用力」と「担保の保全手続き(11頁を参照)」によって70%~100%の掛け目が定められます。

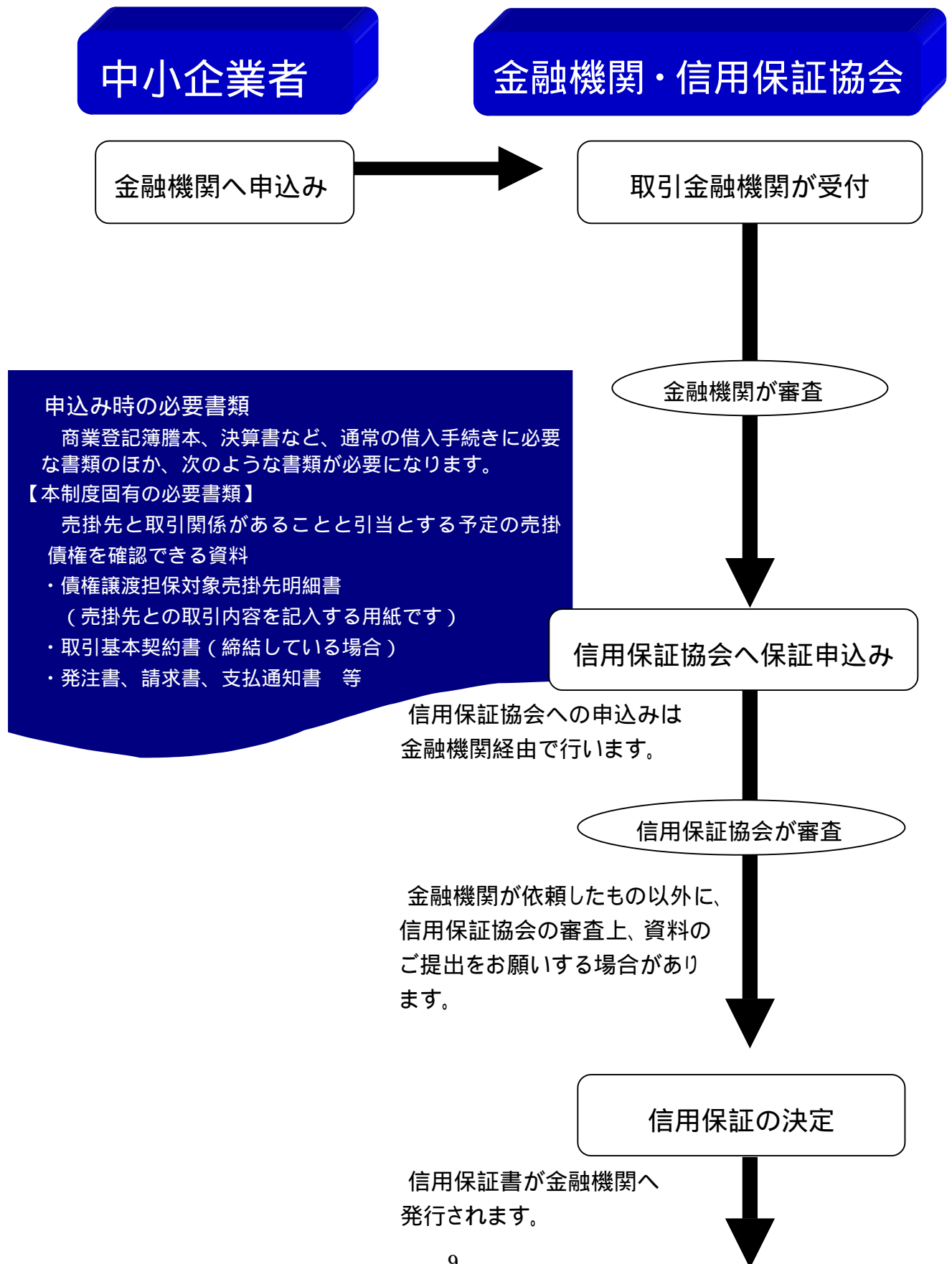


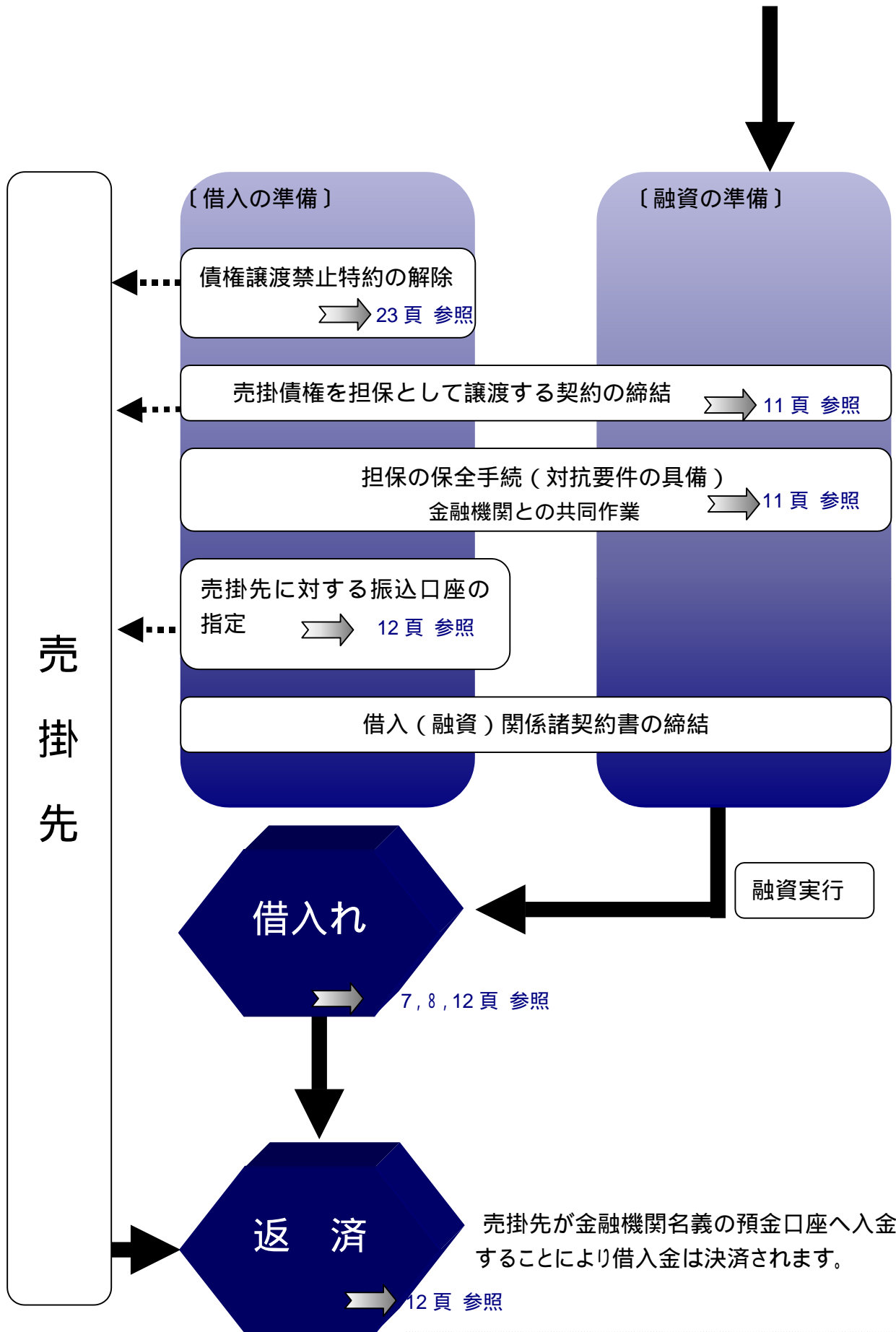
(3) 借入形式

- ・ 借入れは、手形貸付の形式（中小企業者が金融機関に自らの手形を振り出して貸付を受ける形式）で行われます。
- ・ 借入金の返済日は、原則として、引当とした売掛債権の入金予定日となります。
- ・ 借入期間（売掛債権の回収日までの期間）は、最大で1年です。
（平成14年11月11日改正）



2. 申込みから返済まで





金融機関、信用保証協会の審査の結果、ご希望に沿えずご利用いただけない場合があります。

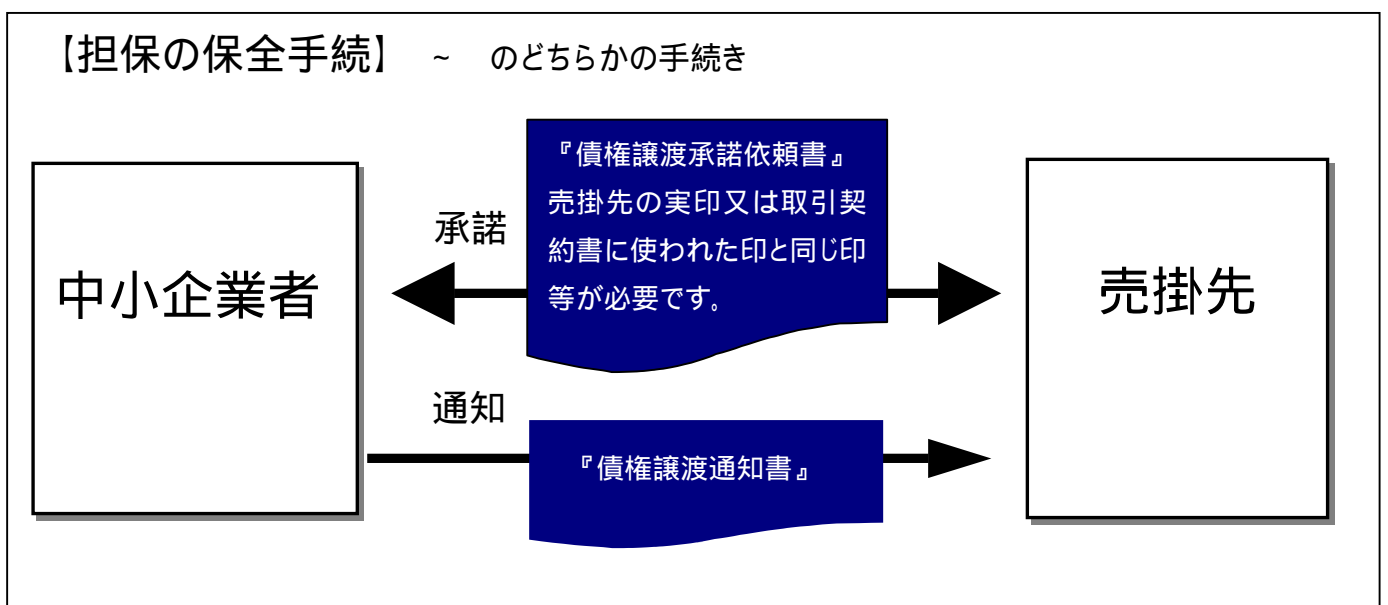
※ 3 . 売掛債権の担保としての譲渡

- ・ 中小企業者は、金融機関および信用保証協会に対して売掛債権を担保として譲渡する契約を結んでいただきます。

※ 4 . 担保の保全手続

- ・ 売掛債権を担保として譲渡した後、借入れをする前までに、担保の保全を行う手続(対抗要件の具備の手続)をとっていただきます。
- ・ 具体的には、売掛債権を担保として譲渡したことについて、 売掛先の企業から「承諾」を得る方法、 売掛先の企業に対して「通知」を行う方法という2つの方法のうち、どちらかを行う必要があります。

対抗要件具備の手続きは、金融機関と中小企業者が共同で行いますので、不慣れでも心配いりません。



❖ 5 . 売掛先からの入金口座

- ・ 担保とした売掛債権の入金は、原則として取引金融機関の名義の預金口座で受けることとなりますが、従来の中小企業者の名義の口座への入金でも対応可能です。

❖ 6 . 借入れの実行

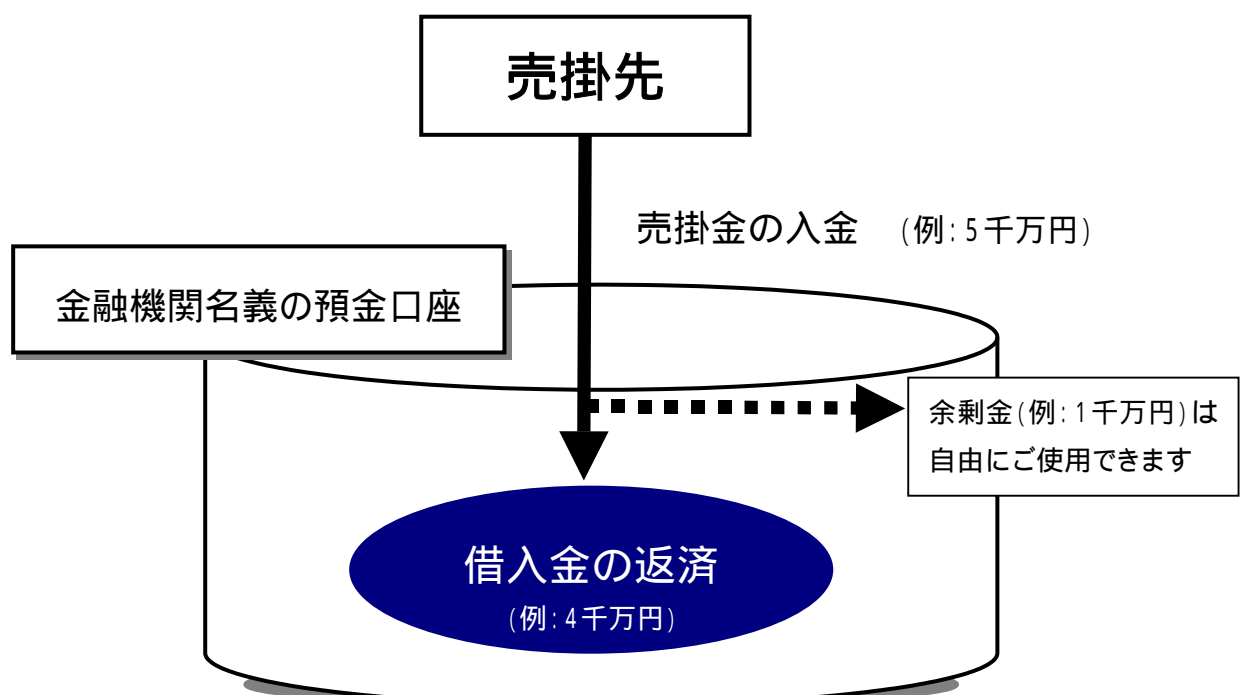
- ・ 信用保証協会の保証決定を得て、さらに担保の契約、保全手続、売掛先からの入金口座の設定手続きが整ったら、借入れの実行となります。

❖ 7 . 返済

- ・ 売掛債権の回収日を借入金返済日としているため、売掛先から預金口座への入金が同時に借入金の返済金となります。したがって、基本的には、返済日に別に返済資金を用意しなくても済みます^(注)。

(注) ただし、売掛先からの入金が遅延した場合は、借入れをしている中小企業者は返済資金を工面することが必要になります。

- ・ 売掛先からの入金のうち、借入金の返済に充てられた後の余剰金は、中小企業者が自由にご使用いただけます。



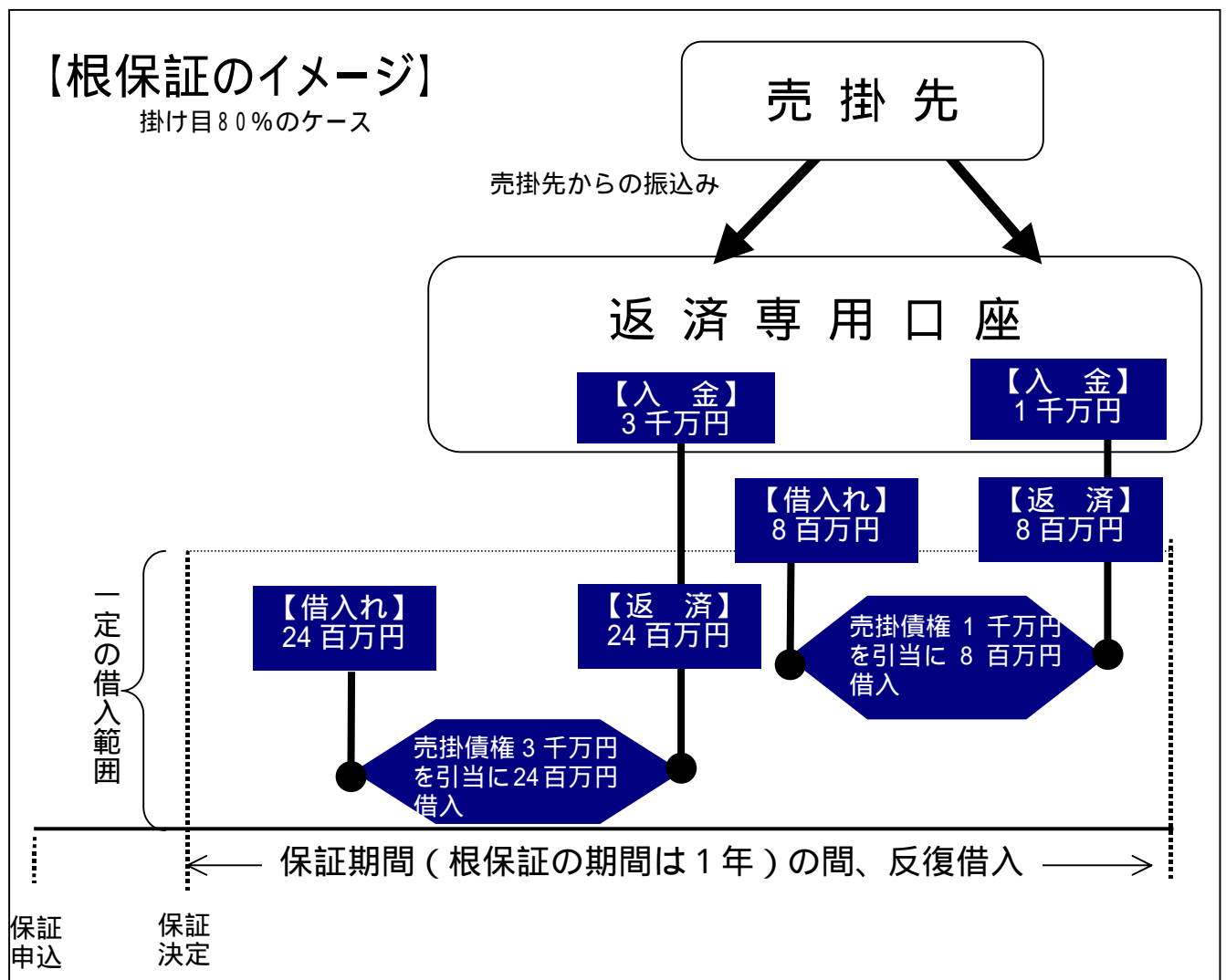
根保証

1. 根保証とは

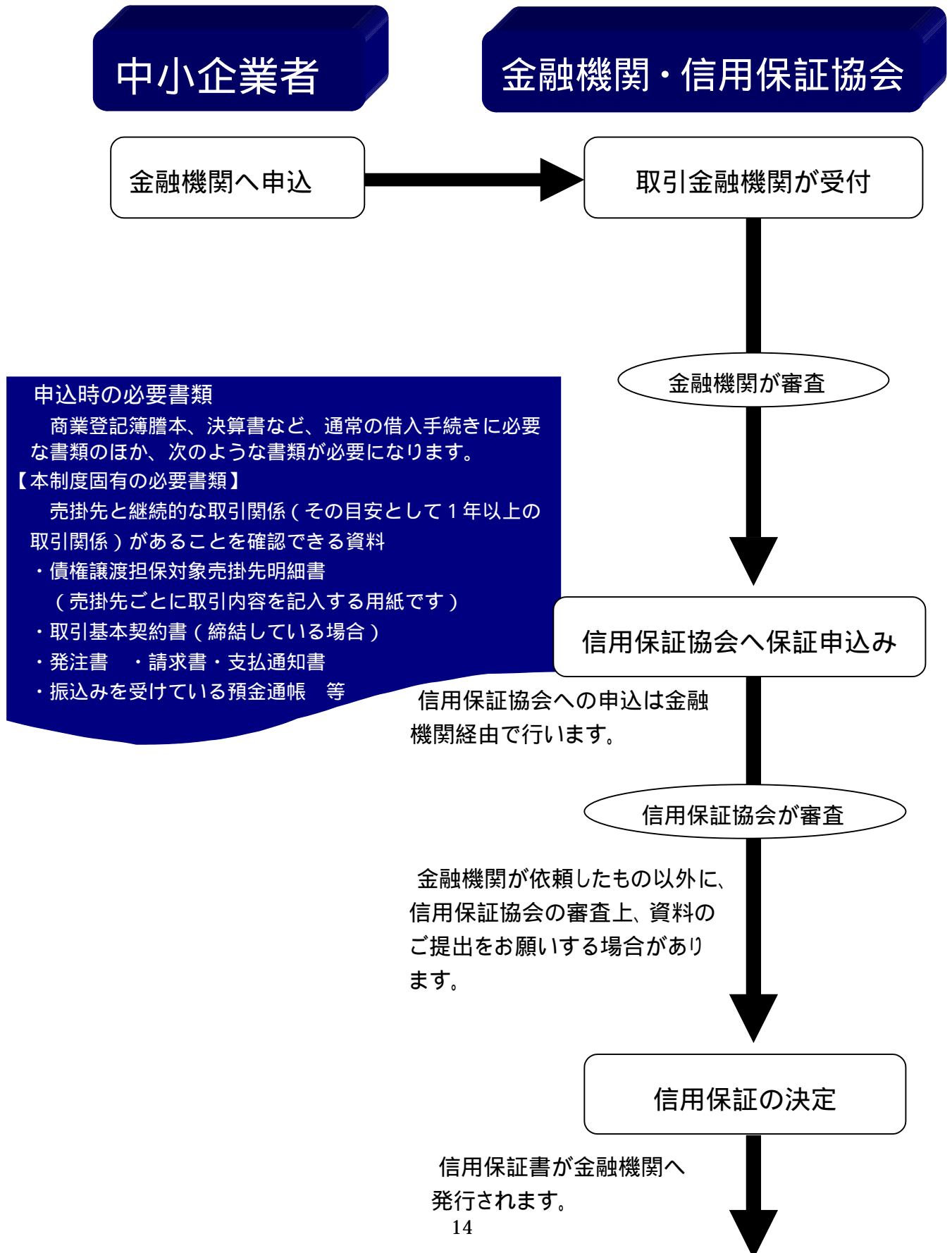
本制度では、中小企業者が、信用保証協会による保証の下、1年間の保証期間中、あらかじめ定められた借入極度額の範囲内で、借入れを反復して行うことができます。こうした方式を「根保証」といいます。

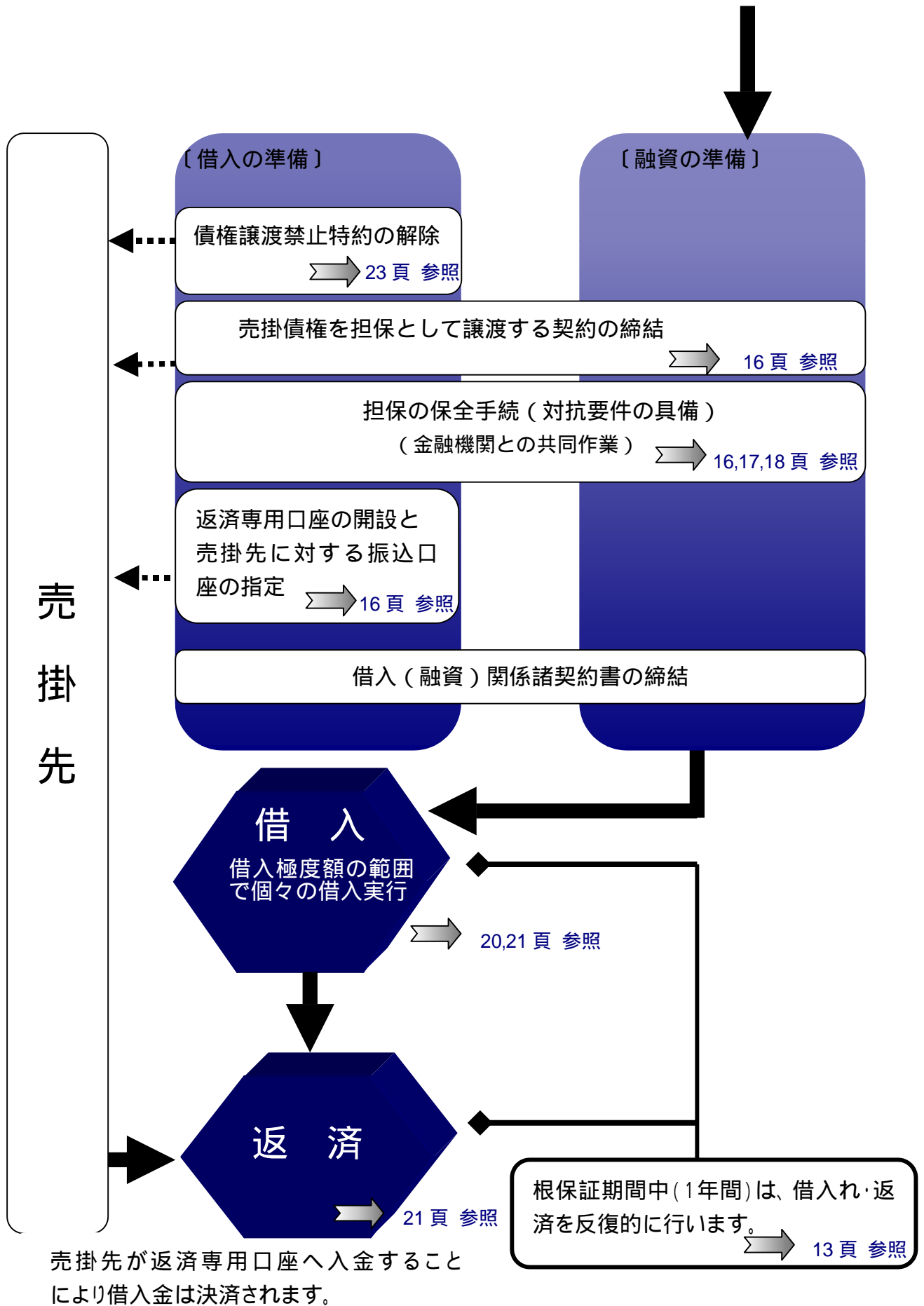
根保証の方式の最大の特徴は、担保とする売掛債権が現に発生している売掛債権だけでなく、「将来発生する見込みのある売掛債権」を予め担保として譲渡しておくことができる点です。

これにより、中小企業者は借入れの都度、信用保証協会に対して保証の申し込みをする必要がなく、機動的・柔軟な資金繰りが可能となります。



2. 申込みから返済まで





金融機関、信用保証協会の審査の結果、ご希望に沿えずご利用いただけない場合があります。

■ 3 . 借入極度額の設定

- ・ はじめに、中小企業者が反復して借入れを行うことができる上限額である借入極度額が設定されます。
- ・ 本制度上設定できる借入極度額は、最大で1億1,100万円です。
- ・ 借入極度額は、個々の中小企業者の資金需要、返済能力、経営計画等を金融機関と信用保証協会が総合的に判断して決定されます。

■ 4 . 売掛債権の担保としての譲渡

- ・ すでに、商品の納品やサービスの提供、請負工事の完了などを終えて、その代金を請求することができる状態の売掛債権だけでなく、「今後の取引で発生する売掛債権」についても、担保として金融機関と信用保証協会に譲渡する契約を結んでいただきます。
- ・ この段階では、中小企業者は借入れをすることができません。

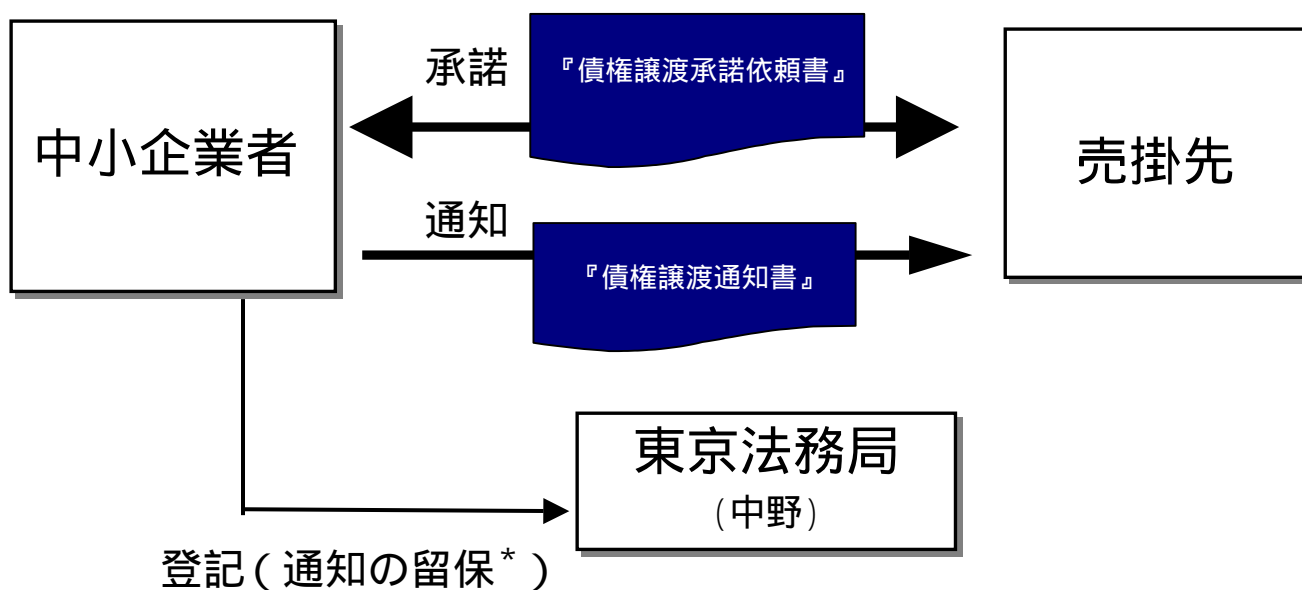
■ 5 . 担保の保全手続

- ・ 売掛債権を担保として譲渡した後、借入れをする前までに、担保の保全を行う手続(対抗要件の具備の手続)をとっていただきます。
- ・ 具体的には、売掛債権を担保として譲渡したことについて、売掛先の企業から「承諾」を得る方法、売掛先の企業に対して「通知」を行う方法、債権譲渡登記制度に基づいて登記することという3つの方法があり、そのいずれかを行うことが必要です。

(注) 中小企業者が個人事業主の場合は、「承諾」か「通知」のどちらかになります。

担保の保全手続は、金融機関と中小企業者が共同で行いますので、不慣れでも心配ありません。

【担保の保全手続】 ~ のうちのいずれかの手続き



(* 借入金延滞等、一定の事由が発生すると金融機関が売掛先に通知)

担保の保全手続の種類	概要	具体的手続き
承諾	売掛債権の担保としての譲渡に関して、売掛先から承諾を得る。	信用保証決定後、借入前に売掛先から「債権譲渡承諾依頼書」に記名・押印(原則として売掛先の実印を押印の上で売掛先の印鑑証明書が必要ですが、取引契約書に押印された印鑑と同じ印等でも可能)をもらいます。
通知	売掛債権を担保として譲渡したことを売掛先に通知する。	信用保証決定後、借入前に「債権譲渡通知書」を配達証明付きの内容証明郵便で送付します。
登記 (通知の留保)	売掛債権を担保として譲渡したことについて、債権譲渡登記制度に基づいて登記します。	東京法務局の債権譲渡登記制度(18頁を参照)に基づいた登記を申請します。債権譲渡の内容は、商業登記簿に記されます。 * 登記した旨の「通知」は、中小企業者が借入金の返済の延滞等をした時点で、金融機関が売掛先に通知します。(それまでは売掛先への通知は行われず、金融機関が通知を留保します)。

6. 債権譲渡登記

売掛債権の担保としての譲渡を債権譲渡登記制度に基づいて登記すると、その情報が次のような形で中小企業者の商業登記簿に記載されます。

登記事項全部証明書	
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇	
会社番号〇〇〇〇	
商号	株式会社〇〇〇〇〇
本店	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
公告をする方法	官報に掲載する
会社成立の年月日	昭和〇年〇月〇日
目的	1. 〇〇の製造及び卸売 2. 〇〇の××加工 3. 前各号に付帯する一切の業務
額面株式1株の利益	金500円
発行する株式の総数	〇万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数
資本の額	金〇〇〇〇万円
株式の譲渡制限に関する規程	株式を譲渡する時は、取締役会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日就任 取締役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日就任 取締役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日就任
	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役〇〇〇 平成〇年〇月〇日就任
	監査役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日就任
債権譲渡	第〇〇〇〇 - 〇. 〇号債権譲渡 登記の年月日 平成〇年〇月〇日 譲受人 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇信用保証協会 ほか1名 平成〇年〇月〇日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規程により 平成〇年〇月〇日移記

売掛先名などはわかりません

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成〇年〇月〇日
東京法務局〇〇出張所
登記官 〇〇〇〇

7. 返済専用口座

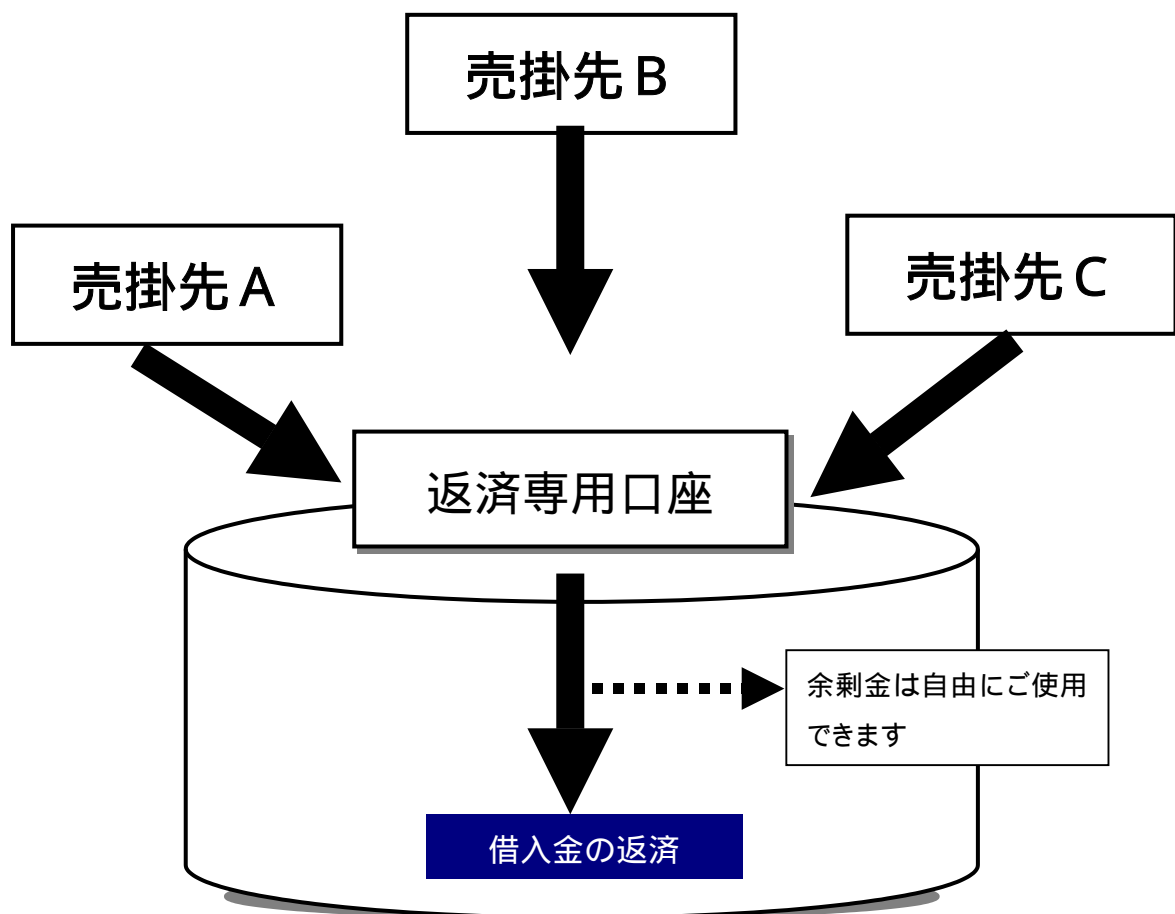
(1) 返済専用口座の開設

- ・ 借入金融機関に、新たに本制度の返済専用口座を開設していただきます。
- ・ 返済専用口座は、中小企業者の名義の預金口座ですが、例えば公共料金の引落しなど、本制度以外の支払いはできません。

(2) 売掛債権の入金

- ・ 売掛先からの振込み(売掛債権の決済)を、この返済専用口座で受けることが原則ですので、売掛先に振込口座の指定を行っていただきます。

(ただし、このように返済専用口座で受けることが困難な場合は、返済専用口座以外の預金口座で売掛先からの振込みを受け、直ちに返済専用口座に振り替える方法も認められます。)



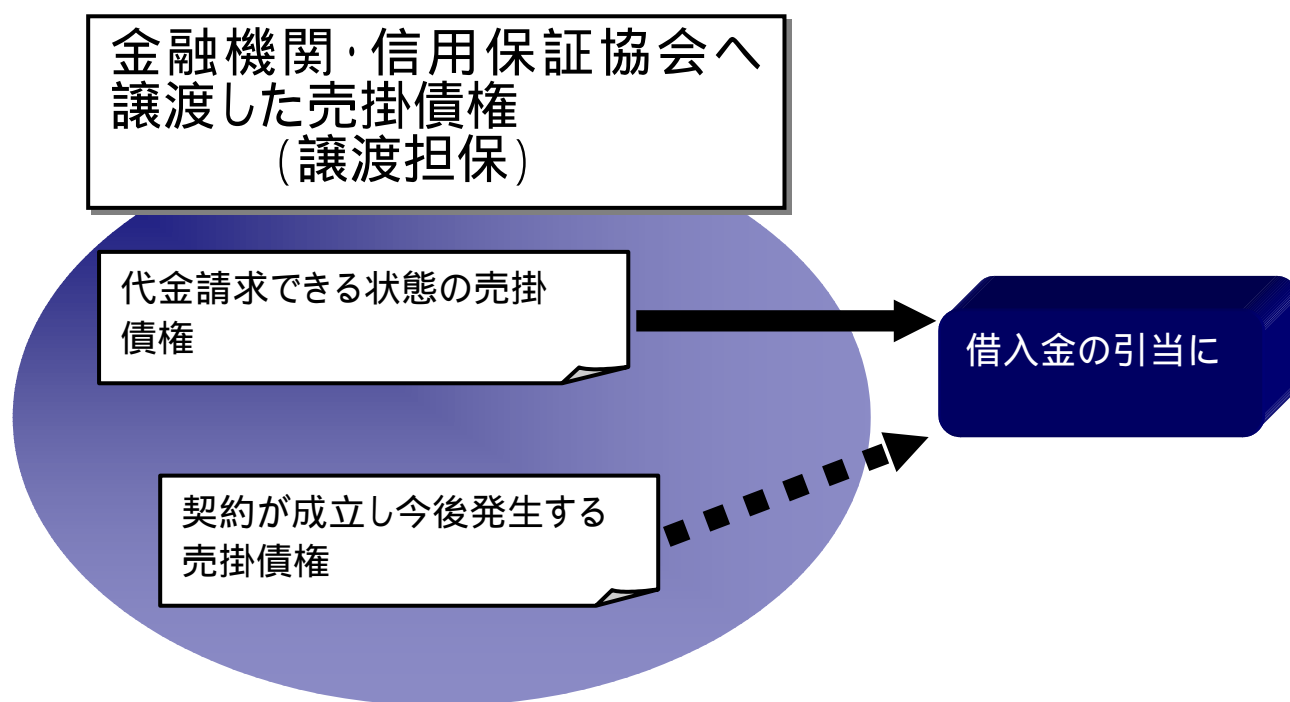
8 . 借入れの実行

(1) 引当

- 基本的には、担保として提供いただいた売掛債権のうち、回収金額と回収日が確定し、その代金を請求することができる状態の売掛債権を引当として、個々の借入れを行うことができますが、一定の条件のもとで、契約時点から借入を行うことが可能となりました。

(平成14年11月11日改正)

- 引当とする売掛債権に関する販売契約書、納品確認書等の資料が必要です。



(2) 借入金額

- 借入極度額以内で行う個々の借入金額は、金融機関と信用保証協会の審査によって決定された「掛け目」(注)を、引当とする売掛債権に乗じた金額となります。担保・引当とする売掛債権と同額ではありません。

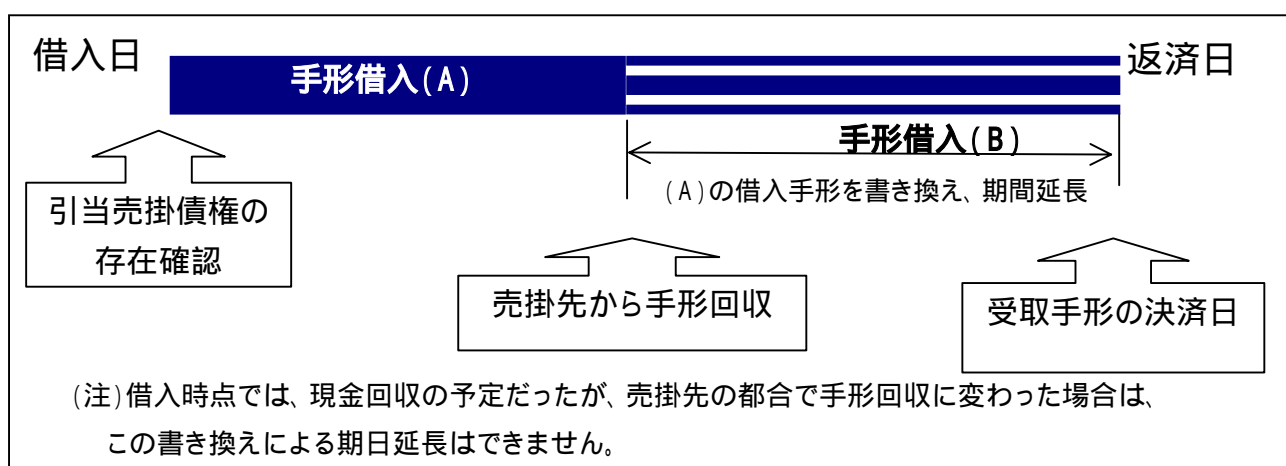
(注) 掛け目とは、売掛債権に対する評価率で、本制度においては、「売掛先の信用力」と「担保の保全方法(13ページ参照)」により70%～100%の掛け目が定められます。

(3) 借入形式

- ・ 個々の借入は、引当とした売掛債権の回収に合わせた手形借入です。



- ・ 売掛債権を受取手形で回収する場合
引当とする売掛債権が、現金ではなく、受取手形で回収されることが借入時点でわかっている場合は、その受取手形を金融機関に担保として差入れることにより、受取手形の決済日まで借入返済日を延長(書き換え)することができます。



9. 返済

- ・ 売掛債権の回収日を借入金の返済日としているため、売掛先からの返済専用口座への振込みが同時に借入金の返済金となります。基本的には、返済日に別に返済資金を工面しなくても済みます。
ただし、売掛先からの入金が遅延した場合等は、中小企業者にご返済いただくこととなります。
- ・ 借入金返済後の返済専用口座の余剰金は、自由にご使用いただけます。

❖ 10 . 根保証期間中の手続き等

(1) 毎月の定期報告

- ・ 担保として提供した売掛債権の毎月末の残高等を、翌月10日までに金融機関に「譲渡担保債権報告書」により報告していただきます。本報告は所定の様式か、中小企業者が作成する台帳等により行うことができます。
- ・ 本定期報告は金融機関の判断により省略されることがあります。

(2) 新たな借入中止や返済専用口座からの出金停止

- ・ 金融機関が必要と判断した場合*、金融機関は新たな貸付の停止や、返済専用口座からの出金停止措置をとることができます。
* 借入金の返済が遅延した場合など

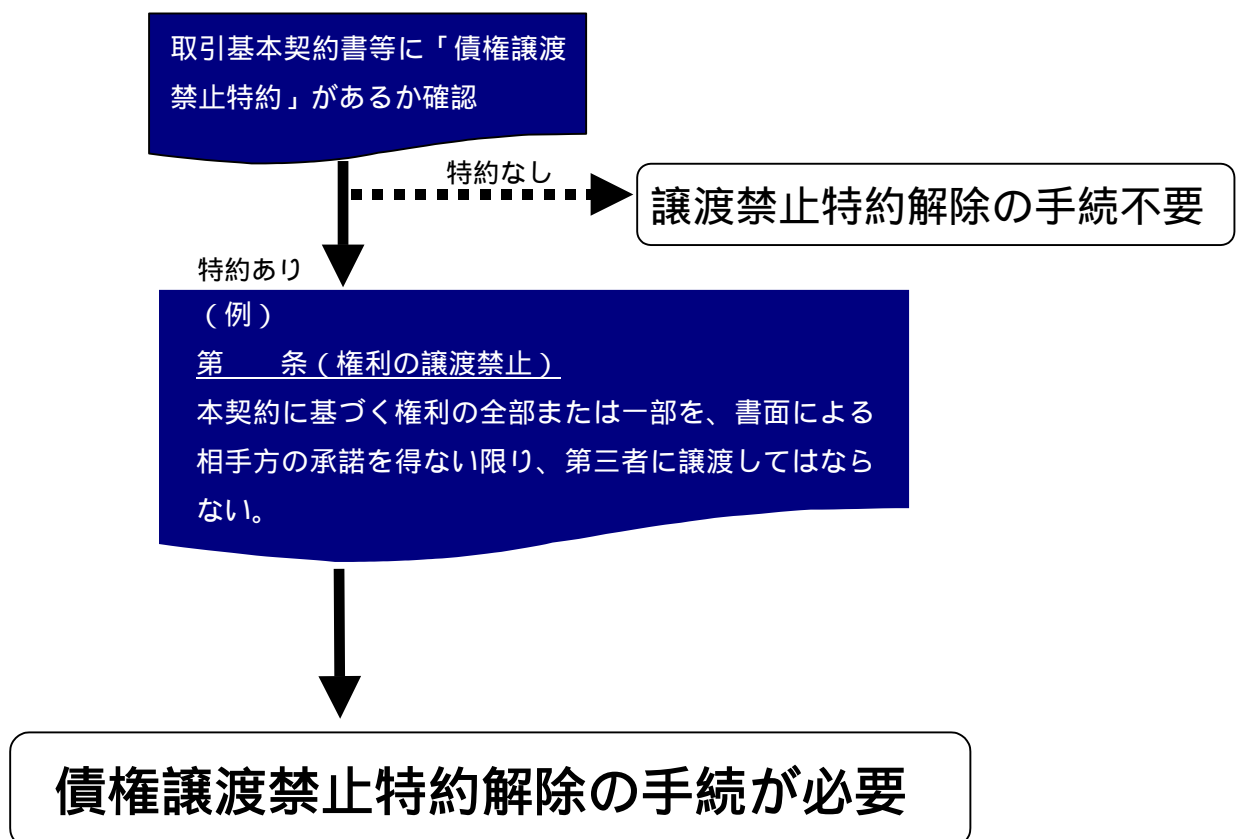
債権譲渡禁止特約

1. 債権譲渡禁止特約とは

- ・ 売掛債権が、売掛先の知らないうちに譲渡されると、売掛先は複数の企業(いわゆる二重譲渡)や信用のおけない者から請求される可能性があります。それらのリスクを避けるため、「売掛債権を他の者に譲渡してはならない」ことを取引契約として締結している場合があります。取引企業間のこのような取り決めを「債権譲渡禁止特約」といいます。

2. 債権譲渡禁止特約の確認

- ・ 売掛先との間で締結している取引基本契約や発注書、支払通知書等に債権譲渡特約がないかご確認ください。
- ・ 譲渡禁止特約があれば、解除できる場合を除き、本制度をご利用いただけません。



3 . 債権譲渡禁止特約の解除

(1)解除の時期

- ・ 債権譲渡禁止特約の解除の手続きは、中小企業者が、信用保証協会の保証決定後、借入前に行う必要があります。

(2)解除の方法

- ・ 解除の方法は、本制度所定の用紙「債権譲渡禁止特約解除依頼書」を売掛先に提示して、売掛先から同用紙に記名・捺印(*)をもらうことによります。
 - * 原則として、債権譲渡禁止特約が記された契約書等と同じ印をもらう必要があります。
 - * なお、債権譲渡について、売掛先から「異議なき承諾」が得られる場合は、改めて「債権譲渡禁止解除依頼書」に記名・捺印をもらう必要はありません。

．利息、その他諸費用

本制度の利用によって中小企業者にお支払いいただく費用は次のとおりです。その詳細については、金融機関にお問合せください。

1．借入利息

各金融機関がそれぞれ設定する利率が適用されます。

2．信用保証料

- ・信用保証料の料率は基本的には年0.85%です。
(平成15年2月10日より従来の年1%から0.85%に引き下げられました)
- ・信用保証料は、個別保証の場合は借入金額の90%、根保証の場合は、借入極度額(借入上限額)の90%をベースに算出します。

3．担保管理手数料その他の費用

担保の設定、借入期間中の管理事務手続きに対する対価として、各金融機関がそれぞれ設定する担保管理手数料をお支払いいただきます。

また、登記費用等は実費をご負担いただくことになります。

．ご利用にあたっての 留意点

1. 売掛先に関する情報について、金融機関・信用保証協会は守秘義務を負っているため、お知らせいたしません。
2. このマニュアルは制度や手続きの概要をお知らせするもので、全ての手続き等を示すものではありません。

